

# 富山高岡広域都市計画区域マスタープラン

(富山高岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

平成26年8月

富 山 県



# 富山高岡広域都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針



# 目 次

## 第1章 富山県の都市計画の方針（広域的・共通的事項）

1	富山県の都市計画の目標	1
1)	現状と課題	1
2)	都市計画の基本理念	6
3)	目標年次	8
2	都市計画の見直しの方針	9
1)	都市計画の見直しの基本的な考え方	9
3	広域調整の方針	10
1)	広域調整の基本的な考え方	10
2)	広域調整の実施方針	10

## 第2章 富山高岡広域都市計画区域

1	都市計画の目標	11
1)	都市づくりの基本理念	11
2)	地域毎の市街地像	12
3)	目標年次	13
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	14
1)	区域区分の決定の有無	14
2)	区域区分の方針	14
3	主要な都市計画の決定の方針	16
1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	16
2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	22
2-1)	交通施設の都市計画の決定の方針	22
2-2)	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	25
2-3)	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	26
3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	27
4)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	28



# 第1章 富山県の都市計画の方針（広域的・共通的事項）

## 1 富山県の都市計画の目標

### 1) 現状と課題

#### ① 地勢

富山県は、本州日本海側のほぼ中央部に位置し、東西 90km、南北 76km、面積約 4,247 km<sup>2</sup>で、国土の総面積の約 1%を占めている。

蝶々が羽を開いたような形で、北は日本海、他の三方を急峻な山々に囲まれ、中央に平野が広がる、コンパクトでまとまりのよい県土である。

#### ② 人口と都市構造

本県の人口は平成 10 年をピークに減少しており、平成 22 年 10 月には 109 万 3,247 人（国勢調査）となっている。平成 19 年の国の人口推計によれば、今後も更に減少が進み、20 年後には約 93 万人になることが見込まれている。

本県の高齢化は全国を上回るスピードで進行しており、65 歳以上の人口割合は 26.2%（H22 国勢調査、全国 23.0%）となっている。国の人口推計によれば、本県の高齢者の数は平成 32 年頃にピークを迎え、およそ 15 年後には 3 人に 1 人を超えると見込まれている。

本県の合計特殊出生率は、平成 18 年、19 年には過去最低の 1.34 となり、その後若干上昇しているものの、平成 23 年では 1.37 と依然として低迷している。

持ち家比率が 78.3%（H22 国勢調査、全国 61.9%）で全国 1 位である本県では、人々が広い一戸建てを求めて郊外に移り住んだことや、商業・業務施設、公共・公益施設等の郊外移転が進んだことに伴い、都市の郊外や、土地利用規制の緩い旧富山市、旧高岡市の周辺で人口や世帯数が増加しており、一方で、計画的に人口や都市機能の集積を図るべき市街地内では人口が減少し、空き家・空き地の増加が進行している。その結果、本県の人口集中地区の人口密度は 38.6 人/ha（H22 国勢調査、全国 67.6 人/ha）で全国 46 位となるなど、広く薄い市街地が形成されており、都市経営の観点から非効率な都市構造となっている。

更に、開発から長期間経過した郊外住宅団地では、居住者の高齢化が進み、住民の転出による空き家等の発生が見られ、地域コミュニティの維持が懸念されている。

今後、本格的な少子高齢化・人口減少社会に突入することから、従来の都市構造の問題点を改善し、これからの時代にふさわしい新たな都市づくりを進めていくことが課題となっている。

#### ③ 産業

##### a 商業

商業については、本県の年間商品販売額は近年横ばいとなっているが、事業所数と従業者数は減少傾向にある。また、大型店の影響等により、1 事業所あたり

の売場面積が増加傾向にある。立地別にみると、中心市街地では年間商品販売額、事業所数、従業者数、売場面積が年々減少しているが、一方で、幹線道路のロードサイドでは増加傾向にある。

大型店は幹線道路沿道等で多く立地しており、これにより、県民の買物による移動が広域化している。また、一部では大型店の閉店・撤退に伴う跡地の処理が課題となっている。

中心市街地の空洞化が進み、商店街の衰退や空き店舗の増加などが顕著になっているほか、高齢者など自家用車の運転ができない人にとって、日常の買い物が不便な状況が生じている。

## b 工業

工業については、本県の従業員数、製造品出荷額は増加傾向にあるが、事業所数はやや減少傾向となっている。また、県内の工業団地全体の分譲率は約9割と高く、特定の地域に偏ることなく企業立地が進んでいるが、一方で、近年では大規模工場の撤退に伴う工場跡地の処理が課題となっている。

今後、北陸新幹線の開業や日本海側拠点港として選定された伏木富山港の発展等を見据え、本県の産業を支える都市基盤施設の整備を着実に進めるとともに、企業立地要請に対する迅速な対応や、港湾背後地や高速道路インターチェンジ周辺などへの企業立地促進等が求められている。

## c 農林水産業

農業については、本県では稲作を中心として行われているが、近年、生産調整の強化や米価の低迷などにより農業産出額が減少しており、また、農家数や経営耕地面積もともに減少している。農業就業人口の65歳以上割合が70%を超えるなど高齢化が進んでおり、耕作放棄地の増加が懸念されている。

生産の基盤となる農地は、市街化調整区域に比べて開発許可等の土地利用規制が緩い非線引き白地地域等、特に、富山高岡広域都市計画区域（線引き）の縁辺部において、拡散的な転用が行われている。今後、農業政策との連携を図りながら、無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全に努めることが求められている。

林業については、長期にわたる木材価格の低迷等から、林業経営は極めて厳しい状況にある。

水産業については、定置網漁業を中心とする沿岸漁業が盛んであるが、近年は消費者の魚離れが進み、生産額の減少、燃油・資材等の高騰などにより、漁業経営は厳しい状況にある。



#### ④ 交通

##### a 地域交通

本県の1世帯あたり自家用車保有台数は1.71台（H22、全国1.08台）と全国2位の高い水準となっている。また、県民が移動の際に用いる代表交通手段は、自動車が72.2%（H11～14 富山高岡広域都市圏第3回パーソントリップ調査）と、全国と比べても自動車利用の比率が高く、一方で、徒歩や公共交通機関等は減少しており、過度に自動車に依存した交通環境となっている。公共交通の利用者数は、この20年あまりで4割以上も減少し、公共交通機関の利用低迷が、更に公共交通のサービス水準の低下を招くなどの悪循環が生じている。

また、高齢化の進展に伴い、高齢者等に買い物弱者・通院弱者をはじめとする移動制約者が増えてきているなど、生活交通に関する新たな課題が生じている。

このような状況のなか、LRTネットワークの形成、駅や駅前広場など交通結節点の機能充実など、公共交通の維持活性化と利便性の向上に向けた様々な取り組みが行われている。

また、新幹線開業に伴い経営分離される並行在来線については、「富山県並行在来線対策協議会」において、パークアンドライドの推進や新駅の設置も含めた利用促進策が協議されており、駅周辺のまちづくりにあたっては、こうした並行在来線の利用促進の観点を踏まえた検討が求められている。

##### b 広域交通、物流基盤

北陸新幹線は平成26年度末までに金沢、平成37年度末までに敦賀まで開業することとなっており、利便性の向上による経済活動や観光交流の活性化が期待される。富山駅、新高岡駅及び黒部宇奈月温泉駅は本県の玄関口になるとともに、本県が誇る立山、黒部、五箇山などの主要な観光地、更には能登地方や飛騨地方へのゲートウェイになることが期待されており、富山ならではの魅力があふれる駅周辺整備やアクセスの向上が求められている。

また、新幹線からの乗継ぎの円滑化など利用者の利便性向上を図るため、新幹線駅から中心市街地や周辺市町村への移動手段として、並行在来線を含めた鉄軌道・バスなど公共交通のネットワークの充実が求められている。

高速道路網は、平成20年7月に東海北陸自動車道が全線開通（県内区間については暫定2車線）したほか、能越自動車道の整備も進んでおり、観光や企業立地の面での効果が発現している。また、北陸自動車道の入善スマートインターチェンジや流杉スマートインターチェンジが整備され、更に高岡砺波スマートインターチェンジや東海北陸自動車道の南砺スマートインターチェンジの工事に着手するなど、高速道路の利便性向上が図られてきている。

富山空港は北京便や台北便が新たに就航するなど着実に発展しているが、北陸新幹線の開業に伴い東京便との競合が懸念されるところである。羽田空港等を利用した全国各地との乗継制度の拡充や、羽田空港国際化による海外との乗継ぎに

おける利便性の向上により、東京便の路線価値向上が期待されており、今後とも国内外との「空の玄関口」として発展していくことが求められている。

伏木富山港は、国際定期コンテナ航路の充実など環日本海・アジア地域のゲートウェイの物流拠点として着実に機能強化が進められている。平成23年11月に日本海側拠点港の「機能別拠点港」、更には「総合的拠点港」として選定され、伏木富山港のポテンシャルを活かした集荷力の向上や航路の充実、新規物流ルートの開拓、港湾後背地等への物流業務施設の立地促進などの様々な取組みにより発展していくことが求められている。

今後も、三大都市圏から等距離にある地理的優位性を活かし、環日本海・アジア地域の交流・物流拠点として発展していくことが期待されており、道路、鉄道、空港、港湾などの広域的な交通網の整備を推進していくことが求められている。

## ⑤ 安全・安心な暮らし

本県は、古くから河川の氾濫や地すべりなど自然災害との闘いを繰り返してきた。近年では、平成20年に集中豪雨や高波などによる被害が発生しており、水害・土砂災害等から県民の生命・財産を守る河川・砂防・海岸等の施設整備を進めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備や、洪水、土砂災害、津波に関するハザードマップの作成などのソフト対策に取り組んでいる。

更に、災害に強いまちづくりを推進するため、道路・公園等の都市基盤の整備や、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善などに取り組んでいる。また、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、地震や津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりが求められている。

## ⑥ 自然環境と歴史・文化・景観

本県は、立山連峰等の3,000m級の山岳地帯から水深1,000mを超える富山湾までダイナミックで変化に富んだ地形を有し、また、植生自然度は本州随一を誇り、多様で豊かな自然に恵まれている。また、まちなかの優れた水辺空間、散居村等の美しい田園景観のほか、歴史・文化に育まれた個性的なまち並み、魅力的な伝統行事が数多く残されている。

近年、水辺や歴史、文化を活かしたまちづくりの取組みが県内各地で取り組まれているほか、自然景観の保全、魅力ある都市景観づくりに向けた取組みも進められており、引き続き、自然、歴史、伝統文化、行事など地域の個性をまちづくりに活かしていくことが求められている。

## ⑦ 環境・エネルギー

地球温暖化問題が課題となるなか、県内における温室効果ガス排出量については、平成2年度と比較すると、平成23年度（速報値）は22.3%の増加となっており、

民生部門（家庭・業務）を中心に大きく増加している。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機に、国全体で自然エネルギーや未利用エネルギーの活用、省エネルギー構造への転換などの議論がなされている。

このような地球温暖化やエネルギー問題に対応するため、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入など個別具体的な対策を推進するとともに、都市をコンパクトに集約化する等、都市全体の二酸化炭素排出量を削減する低炭素都市づくりへの取り組みが求められている。

## ⑧ 市町村合併、地方分権、広域調整

本県の市町村数は、平成 16 年から 18 年にかけての数次にわたる合併で、従前の 35 市町村（9 市 18 町 8 村）から 15 市町村（10 市 4 町 1 村）となり、全国で最少となっている。

地方分権については、いわゆる第 1 次一括法（平成 23 年 5 月 2 日公布）や第 2 次一括法（平成 23 年 8 月 30 日公布）により、国や県の関与の廃止・縮小や市町村への権限移譲などが行われており、都市計画の分野においても、市町村の役割はますます高まっている。

一方、市町村が決定主体である都市計画であっても、モータリゼーションの進展等に伴い、県民の生活圏が広域化していることから、当該都市計画が市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等、広域化により新たな課題が発生することが懸念されている。

このため県は、広域の見地からの調整を図る観点から当該都市計画についての協議又は同意を行うなど、市町村との適切な役割分担のもと、相互に連携協力しながら都市づくりを進めていく必要がある。

更に、将来的には、本県の都市圏域の実態を踏まえ、広域的な観点からの都市計画区域のあり方を検討する必要がある。

## 2) 都市計画の基本理念

本県の現状と課題を踏まえ、県民及び市町村との連携・協力のもと、総合的かつ計画的な都市づくりを進めるため、本県の都市計画の基本理念（目標）を次のように掲げる。

～みんなで創ろう！人が輝く 高志の国～

- 快適で活力ある都市づくり
- 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり
- 安全で安心して暮らせる都市づくり
- 広域的な交流・連携を支える都市づくり

### ○ 快適で活力ある都市づくり

今後の人口減少・少子高齢化の進行を見据え、自動車に過度に依存した拡散型の都市構造から集約型の都市構造へと転換を図るため、それぞれの都市の特性に応じて、都市機能の適正な集積・配置、無秩序な市街化の抑制、公共交通の活性化などに取り組み、本県のコンパクトなまとまりや鉄軌道をはじめとする基幹的な公共交通網を活かした、低炭素型の快適で活力ある都市づくりを進める。

#### <都市づくりの基本的方向>

- ・ 区域区分や地域地区、地区計画などの多様な土地利用制度の活用による、都市機能の適正かつ計画的な集約配置の推進と、無秩序な市街化の抑制
- ・ 市街地再開発事業等による、まちなか居住の推進や、商業、業務、文化、福祉施設などの中心市街地への立地促進
- ・ 土地区画整理事業等による、空き家・空き地対策の推進
- ・ 中心市街地の活性化と、歩いて暮らせる賑わいのあるまちづくりの推進
- ・ インターチェンジや鉄道駅などの都市基盤を有効に活用した計画的な整備・開発や、公共交通沿線における都市機能の集積、優良農地の保全など、それぞれの地域の特性に応じたメリハリのある土地利用の誘導
- ・ 鉄軌道、フィーダーバス・路線バス・コミュニティバスなどの公共交通機関の維持・活性化による、県内各都市のネットワーク化の推進
- ・ 駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実
- ・ まちづくりと一体となった新駅設置の検討
- ・ 都市計画道路や都市公園、上下水道など都市基盤施設の整備による、快適でうるおいのある市街地形成の推進
- ・ 集約型都市構造への転換や公共交通機関の利用促進などによる低炭素都市づくりの推進

## ○ 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり

本県の魅力をより一層高めるとともに、県民がふるさとに誇りと愛着を持ち、交流人口の拡大や定住促進の取組みを推進するため、本県の豊かな自然環境や美しい景観、歴史・文化資産などを保全していくほか、これらの個性ある貴重な地域資源を積極的に活かした魅力ある都市づくりを進める。

### <都市づくりの基本的方向>

- ・豊かな自然環境の保全や都市公園の充実など、都市と緑が調和したうるおいある都市づくりの推進
- ・地域の景観に調和した建築物や屋外広告物の誘導など、景観に配慮した美しいまちづくりの推進
- ・優れた水辺空間や歴史・文化のあるまち並み、田園景観など、地域資源を活かした個性豊かなまちづくりの推進

## ○ 安全で安心して暮らせる都市づくり

大規模地震や集中豪雨など近年多発する自然災害等から県民の安全で安心な暮らしを確保するため、富山県地域防災計画と連携しながら、災害に強いまちづくりを進めるとともに、防災に関する情報の共有や活用を図るなどハード・ソフト両面の一体的な取組みにより、誰もが安全で安心して暮らせる都市づくりを進める。

### <都市づくりの基本的方向>

- ・河川・砂防・海岸等の施設整備の推進
- ・災害危険箇所における市街化抑制など、防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進
- ・道路・公園等の都市基盤の整備や、雨水の貯留浸透施設の整備、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善など、災害に強いまちづくりの推進
- ・地域の実情等に応じた津波防災地域づくりの推進
- ・ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい都市基盤施設の整備推進
- ・ライフサイクルコストの縮減を目指した施設の長寿命化など、公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進

## ○ 広域的な交流・連携を支える都市づくり

人やモノの交流を更に促進するため、北陸新幹線や高規格幹線道路、地域高規格道路、空港、港湾などの広域的な交通・物流ネットワークの整備充実を図るとともに、その効果を最大限に発現させるため、交通結節点の整備充実や県内道路網の体系的な整備を図り、広域的な交流・連携を支える都市づくりを進める。

#### ＜都市づくりの基本的方向＞

- ・北陸新幹線や高規格幹線道路、地域高規格道路など、広域交通網の整備充実と有効活用
- ・駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実
- ・追加インターチェンジの設置など、高規格幹線道路の利便性の向上
- ・市町村間の連絡を強化する幹線道路、新幹線駅・港湾等の交通・物流拠点へのアクセス道路など、県内道路網の体系的な整備の推進

### 3) 目標年次

本章の基本理念・方針は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年とする。

## 2 都市計画の見直しの方針

### 1) 都市計画の見直しの基本的な考え方

都市計画の見直しに当たっては、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、都市計画決定当時の計画決定の必要性や実現性を判断した状況が大きく変化した場合等において、変更の理由を明確にした上で見直しを行う。

特に、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うなど、その必要性や事業の実現性を検証し、適時適切な都市計画の見直しに努める。

### 3 広域調整の方針

#### 1) 広域調整の基本的な考え方

市町村が決定主体である都市計画で、一の市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼすと目される都市計画については、当該都市計画についての協議又は同意に当たり、広域の見地からの調整を図る観点から適切な判断が行えるよう、関係市町村に県が意見聴取を行う等の広域調整を実施する。

#### 2) 広域調整の実施方針

##### ① 対象とする都市計画

- ・大規模集客施設の立地を可能とする地域地区、地区計画の決定及び変更
- ・その他、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる都市計画

##### ② 対象とする市町村

- ・当該都市計画について、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる市町村

##### ③ 広域調整の視点

- ・県が策定するまちづくりに関する計画との整合性
- ・関係市町村のまちづくりへの影響
- ・当該市町村が策定するまちづくりに関する計画における位置づけ
- ・周辺地域の土地利用、居住環境、社会基盤、営農環境、自然環境等への影響



## 第2章 富山高岡広域都市計画区域

### 1 都市計画の目標

#### 1) 都市づくりの基本理念

##### ① 現況と課題

県のほぼ中央に位置し、富山湾に面する富山高岡広域都市計画区域は、富山市（旧富山市の全域及び旧婦中町の一部）・高岡市（旧高岡市の全域）・射水市（旧小杉町の一部を除く）の3市からなり、本県の中心都市圏として発展してきた人口約61万人の区域である。

本区域の人口は全体として減少傾向にあるほか、約5人に1人が65歳以上の高齢者となっており、中核市を含む都市計画区域としては、高齢化が進行している。

また、モータリゼーションの進展により、まとまった土地の確保が容易で地価の安価な郊外における宅地開発や商業施設、公共公益施設等の立地が進み、都市が比較的低密度のまま拡大してきたこと等から、自家用自動車交通への依存度が極めて高い拡散型の都市構造となっている。これに伴い、中心市街地の空洞化や公共交通の衰退が大きな問題となっている。

このため、本区域においては、こうした社会構造の変化、都市構造の諸課題と多様化する住民ニーズに的確に対応し、富山市、高岡市、射水市それぞれの地域の特性に応じた、計画的で活力ある都市づくりが求められている。

一方、本区域は、広域的な交通基盤である北陸新幹線、東海北陸自動車道、能越自動車道、伏木富山港等の整備促進や富山空港の機能充実に伴い、三大都市圏から等距離にある地理的優位性を活かした交流のさらなる拡大や、環日本海・アジア地域の交流・物流拠点としての発展が期待されている。

今後もこれらの広域的な交通基盤の整備を推進していくとともに、その効果を最大限に発揮させるため、交通結節点の整備充実や道路網の体系的な整備を図り、広域的な交流・連携を支える都市づくりを進める必要がある。

##### ② 都市計画の基本理念

本県の中心都市圏として県勢発展の牽引役を担い、更に環日本海・アジア地域の交流・物流拠点として中心的な役割を担う都市圏の形成を図るとともに、各地域の特性に応じた魅力ある都市づくりを進めていくため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。

～活力と魅力あふれる 環日本海・アジア地域の交流拠点都市～

- 都市機能が適正に集積・配置された賑わいのある都市づくり
- 地域の魅力を活かした都市づくり
- 安全・安心で快適に暮らせる都市づくり
- 広域的な交流・連携を促進する都市づくり

○ 都市機能が適正に集積・配置された賑わいのある都市づくり

それぞれの地域の特性に応じて、公共交通ネットワークが充実し、都市機能が適正かつ計画的に集積・配置された集約型都市構造の実現に取り組むとともに、中心市街地の賑わいの創出を図り、低炭素型の快適で活力ある都市づくりを推進する。また、パークアンドライドの推進や新駅の設置など、経営分離される並行在来線の利用促進の観点も踏まえ、駅周辺のまちづくりを推進する。

○ 地域の魅力を活かした都市づくり

地域の景観に調和した建築物の誘導など、景観に配慮した美しい都市づくりを推進するとともに、優れた水辺空間や歴史・文化のあるまち並みなど、個性ある地域資源を活かした魅力ある都市づくりを推進する。

○ 安全・安心で快適に暮らせる都市づくり

都市基盤施設の整備や建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善など、災害に強い都市づくりを推進するとともに、地域の特性に応じた良好な居住環境の形成やバリアフリー化の推進など、快適に暮らせる都市づくりを推進する。

○ 広域的な交流・連携を促進する都市づくり

広域的な交通・物流ネットワークである北陸新幹線や高規格幹線道路、地域高規格道路、伏木富山港、富山空港などの整備充実を図るとともに、他都市との交流・連携の促進や、環日本海・アジア地域の交流・物流拠点として中心的な役割を担う都市づくりを推進する。

## 2) 地域毎の市街地像

基本理念に基づく都市づくりを進めるため、区域内の各都市が目指すべき将来像を、地域毎の市街地像として示す。

### ① 富山市地域

富山市地域においては、豊かな自然や地域の個性を活かすとともに、中心市街地やその他の周辺の市街地において、都市機能の整備、公共交通の充実、交流人口の拡大などに取り組み、「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」を目指す。

このため、富山駅周辺を含む中心市街地においては、北陸新幹線の整備なども踏まえ、駅や駅前広場など交通結節点の強化や、居住、商業、業務等の都市機能の集積など、広域的な交流拠点としての利便性の向上や、中心市街地の賑わいづくりを推進する。その他の市街地においては、地域住民の日常生活に必要な都市機能の集積を促進し、公共交通により中心市街地との有機的な連携を図るなど、公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進する。

## ② 高岡市地域

高岡市地域においては、北陸新幹線や能越自動車道などの広域交通網の整備にあわせ、飛越能の玄関口にふさわしい交流基盤づくりを推進するとともに、豊富な歴史・文化資産やものづくりの伝統を活かし、まちの魅力向上や中心市街地の賑わいづくりに取り組み、「水・みどり・人 光り輝く躍動のまち 高岡」を目指す。

このため、市街地においては、それぞれの地区の特性に応じた機能分担のもと、都市機能の集約配置を推進するとともに、高岡駅や新高岡駅、駅周辺地域、アクセス道路の整備などにより、交通結節機能の充実や、交通ネットワークの強化を図る。また、歴史的・伝統的なまち並みの保存・保全や、まち並みに調和した道路空間の整備など、歴史と伝統を活かした環境整備を推進し、魅力的な都市空間の創出を図る。

## ③ 射水市地域

射水市地域においては、複数の既成市街地や、水田を主体とする優良な農地、緑豊かな丘陵部など、それぞれの特性を十分に活かしながら、機能的で調和のとれた都市づくりに取り組み、「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」を目指す。

このため、各市街地においては、優れた水辺空間の活用や、密集市街地の改善、良好な居住環境の形成、賑わいの創出など、それぞれの地区の特性に応じた都市環境整備に取り組むとともに、農村部や丘陵部においては、無秩序な開発を抑制し、優良農地や自然環境を保全するなど、周辺環境との調和を図った計画的な都市づくりを推進する。また、各市街地相互の連携を強化し、均衡のとれた都市づくりを推進する。

## 3) 目標年次

本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年とする。

市街地の規模・都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成 33 年とする。

## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めるものとする。なお、区域区分を定めるとした根拠は以下のとおりである。

本区域の人口は平成 17 年現在 611,103 人であり、近年減少傾向を示しており、今後もこの傾向は続くものと予想されている。しかし、世帯数は平成 17 年現在 215,775 世帯であり、近年増加傾向を示していることから、今後も住宅需要の拡大が予想されている。

このことから、本区域における市街地の拡大の可能性は依然として高いと考えられ、区域区分を定めるものとする。

### 2) 区域区分の方針

#### ① おおむねの人口

本都市計画区域の人口を次のとおり想定する。

	平成 17 年	平成 33 年
都市計画区域	611.1 千人	574.2 千人
市街化区域	457.1 千人	426.8 千人
市街化調整区域	154.0 千人	147.4 千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

#### ② 産業の規模

本都市計画区域における将来の産業の規模を次のとおり想定する。

		平成 17 年	平成 33 年
生産規模	製造品出荷額	18,359 億円	21,849 億円
	商品販売額	(※) 7,701 億円	8,019 億円
就業規模	第一次産業	8.5 千人	3.8 千人
	第二次産業	96.8 千人	88.2 千人
	第三次産業	207.8 千人	220.4 千人

(※)平成 19 年値

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本都市計画区域における平成 33 年の人口、産業の見通し及び市街化の動向を勘案し、市街化区域の規模を次のとおり定める。

	都市計画区域の範囲	都市計画区域面積	うち市街化区域面積
都市計画区域	—	約 48,053ha	約 13,444ha
富山市	行政区域の一部	約 23,029ha	約 7,264ha
高岡市	同上	約 15,066ha	約 3,627ha
射水市	同上	約 9,958ha	約 2,554ha

(注) 市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域は、新産業都市の建設など一体の都市圏として整備が進められてきた結果、本県の中心都市圏として、県勢発展の牽引役を担う地域となっている。

しかしながら、都市機能の郊外への拡散、公共交通の衰退などにより、薄く広い市街地が形成され、都市経営の観点から非効率な都市構造となっている。更に、中心市街地の空洞化が進み、歩行者通行量の減少や中心商店街の衰退、空き家・空き地の増加などが問題となっている。

このような状況を踏まえ、活力あるまちづくりと中心市街地の賑わいの創出を図るため、それぞれの地区の特性に応じて、都市生活に必要な居住、商業、業務などの都市機能が適正かつ計画的に集積・配置された集約型都市構造の実現に取り組むとともに、歴史・文化など地域の資源を活かした個性的で魅力的なまちづくりや、北陸新幹線の開業や環日本海・アジアの時代の到来を見据えた、広域的な交流・物流拠点の形成などを推進する。

併せて、都市の低炭素化を促進するため、環境負荷の小さな都市構造への転換に取り組む。

#### ① 主要用途の配置の方針（市街地における建築物の密度構成に関する方針を含む）

##### a 業務地

富山市及び高岡市の中心市街地は、多くの事業所や公共公益施設が立地しており、業務地としても重要な役割を担っている地区である。しかしながら、近年は公共公益施設の郊外移転や、事業所数の減少が進行しており、業務機能の集積は低下しつつある。

このため、事業所や公共公益施設のより一層の立地促進を図り、高密度な土地利用による活力ある業務環境の形成に努める。

##### b 商業地

###### ア 中心商業地

モータリゼーションの進展や消費者意識の変化とともに、郊外の幹線道路沿道などにおいて大型店の立地が進む一方で、各地域の中心商業地では空洞化が進み、歩行者通行量の減少や商店街の衰退、空き店舗の増加などが顕著になっている。

このため、市の中心市街地活性化基本計画等に基づき、商店街の魅力向上や再生に取り組むとともに、居住、商業、業務など都市機能の集積・再配置の促進や、優れた水辺空間、歴史・文化など地域の資源を活かした賑わいのあるまちづくりを推進し、中心商業地の活性化を図る。

富山市及び高岡市の中心市街地においては、まちなか居住を促進するとともに、市街地再開発事業等による商業、業務、文化、福祉などの多様な都市機能

の集積や、公共交通の充実による回遊性の向上など、活力と賑わいのあるまちづくりを推進し、商業地の活性化を図る。また、中心市街地に豊富にある優れた水辺空間や歴史、文化、まち並みなどの地域資源を活用し、魅力あふれるまちづくりと賑わいのある商業地の形成に取り組む。

その他の市街地においては、それぞれの地区の生活を支える身近な商業地として、空き店舗の活用や商店街の回遊ネットワークの形成、公共交通の充実、駐車場の整備によるアクセスの向上など、商業地の魅力向上に努めるとともに、周辺における居住環境の整備など都市機能の集積を促進し、利便性の高い商業地の形成を図る。

## イ 周辺商業地

幹線道路沿道などの周辺商業地においては、中心商業地との役割分担を踏まえた適切な規模、業種、業態で、周辺環境との調和に配慮しながら、適切な密度で計画的な配置を図る。

なお、大規模集客施設の立地にあたっては、周辺地域の土地利用、居住環境、社会基盤、営農環境、自然環境等への影響を考慮しながら、適切に対応する。

## ｃ 工業地

### ア 既存工業地

臨海部等においては、伏木富山港の港湾機能を活かし、重化学工業などの製造業を中心とした工業地が形成されているほか、幹線道路沿道や、北陸自動車道及び能越自動車道のインターチェンジ周辺などにおいては、道路網を活かした利便性の高い工業地が形成されている。

このため、これらの既存工業地については、今後とも、居住環境や農村環境との調和を図りながら、工業の集積を高め、適切な土地利用の誘導を図る。また、事業者の撤退に伴って生じた工場跡地などの低・未利用地については、土地利用の転換を必要に応じて検討するなど、有効活用に取り組む。

なお、既存工業地周辺においては、環境への影響を考慮して、緑地の確保に努める。

### イ 新たに整備すべき工業地

今後新たに整備すべき工業地については、工業製品の製造のみでなく、製品の物流の効率化・高度化までを一貫とした利便性の高い工業地の形成が必要となっていることから、幹線道路沿道や、北陸自動車道及び能越自動車道のインターチェンジ、新たに整備される高岡砺波スマートインターチェンジなどの都市基盤施設を有効に活用し、工業や流通業務の集積を中心とした計画的な土地利用を図る。

なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して、緑地の確保に努め

る。

#### d 流通業務地

本区域においては、流通機能の効率化・高度化を図るため、富山高岡広域圏の内陸型流通拠点として、小杉流通業務団地などの流通業務施設の整備が図られている。

今後も、既存施設の活用を図るとともに、新たな流通業務機能の需要に対しては、幹線道路沿道やインターチェンジなどの都市基盤施設を有効に活用しながら、流通業務施設の誘導を図り、計画的な土地利用に努める。

#### e 住宅地

市街地内の土地利用が混在した地区や、老朽住宅や狭小住宅が建ち並ぶ密集市街地などにおいては、市街地開発事業や建物の共同化などにより密集市街地の改善を図るとともに、都市基盤施設の整備や適正な土地利用の誘導に努め、防災性や居住環境の向上を図る。

公共交通沿線において、交通利便性の高い住宅地の整備を図ることが必要な場合は、周辺環境との調和に配慮しながら、鉄道駅周辺における計画的な土地利用を図る。

市街地内の住宅適地でありながら未利用地が多く残る地区については、必要に応じて道路整備を図るほか、無秩序な開発を抑制し、土地区画整理事業や計画的な民間開発の誘導により、良好な住宅地の形成を図る。

計画的な宅地開発が行われ、良好な居住環境を有する一団の住宅地においては、地区計画等の適正な土地利用施策や、建築協定、緑地協定などの活用により、適切な密度と良好な居住環境の維持・保全を図る。

今後整備を行う住宅地においては、適切な住区計画や密度計画などにより、計画的な開発を図るとともに、地域地区、地区計画などの適正な土地利用施策や、建築協定、緑地協定などの活用により、適切な密度と良好な居住環境の形成を図る。

### ② 市街地における住宅建設の方針

人々の居住に対する考え方がますます多様化し、様々なライフスタイルが選択されるなど、住宅を取り巻く環境は大きく変化している。このような環境の変化に的確に対応し、誰もが安心して生活できるような住まいづくりを実現するため、本区域では、県及び市の住生活基本計画における基本方針などを踏まえ、それぞれの市街地の特性に応じて次のとおり住宅建設を進めることとする。

#### a まちなか居住の推進

まちなか居住を推進するため、民間活力の活用により、住宅供給を組み込んだ



市街地再開発事業等の推進を図る。

**b 地域特性を活かした良好な住宅建設の促進**

市街地のまとまった低未利用地などにおいては、必要に応じて道路整備を図るほか、土地区画整理事業や民間開発の誘導により、計画的な住宅地の整備を促進する。また、地域地区の指定や地区計画、建築協定の活用などにより、それぞれの地域にふさわしい良好な居住環境の形成を図る。

**c 安全で安心して暮らせる居住環境の形成**

市街地における空き家対策を推進するとともに、既存住宅の耐震化や密集市街地の改善など、安全で安心して暮らせる居住環境の形成に努める。

**d 高齢者等の安心居住の推進**

介護・医療などの分野と連携し、高齢者が安心して暮らすことができる住宅として、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者の暮らしやすい住環境の形成を図るとともに、住宅セーフティネットとして、公的賃貸住宅の有効活用を推進する。

**③ 市街地において特に配慮すべき問題などを有する市街地の土地利用の方針**

**a 土地の高度利用に関する方針**

市街地においては、商業施設、業務施設などが数多く立地し、道路、公園、下水道などの都市基盤整備が進められていることから、引き続き、土地の高度利用に努め、都市機能の集積を高めていくこととする。

特に、中心商業地など商業の集積を促進する地区や、交通利便性の高い駅周辺地区などにおいては、高度利用地区の指定や市街地再開発事業の実施などにより、賑わいの創出に努めるとともに、都市基盤整備と併せた土地利用の高度化を促進する。

富山市の中心市街地においては、商業の集積、業務拠点の充実に加え、まちなか居住の促進を図るため、民間を主体とした市街地再開発事業を推進する。また、富山駅周辺においては、新幹線駅の整備に併せて在来線の高架化を図り、南北一体的なまちづくりを進め、県都富山市の玄関口にふさわしい都市拠点としての整備を図る。

高岡市の中心市街地においては、県西部の中心地区として、商業の集積、業務拠点の充実に加え、文化、情報等の高次都市機能の整備や、まちなか居住の促進を図る。また、高岡駅周辺及び新高岡駅周辺の整備により、交通結節機能の整備・充実を図るとともに、両駅周辺地域が一体となったまちづくりを推進し、飛越能の玄関口にふさわしい都市拠点としての整備を図る。

射水市の既成市街地においては、空き家・空き地対策を推進するとともに、商

業機能の維持・活性化に努め、都市機能が集積された賑わいのあるまちづくりを目指す。

#### **b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針**

市街地の発展に伴う土地利用の変化、地域的な都市条件や社会情勢などの変化に適切に対応し、良好な市街地環境の整備、都市防災の強化、商業・サービス業の集積や業務拠点の充実を図るため、用途の転換を必要に応じて行う。特に、工場と住宅が混在する準工業地域などについては、住居系、工業系の各用途の集約を図る。

また、既成市街地においては、必要に応じて、無秩序な用途混在を排除しながら、地域住民の日常的生活に必要な、居住、商業、業務などの都市機能の集積を促進し、利便性の高い複合市街地の形成を図る。

#### **c 居住環境の改善又は維持に関する方針**

老朽住宅や狭小住宅が建ち並ぶ密集市街地においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、地区計画の活用などにより居住環境の改善に努める。

これまで良好な居住環境が保たれてきた住宅地においては、地区計画等の適正な土地利用施策や、建築協定、緑地協定などの活用により、今後ともその環境の維持・保全に努める。

また、今後整備を行う住宅地においては、計画的な開発を図るとともに、地域地区、地区計画などの適正な土地利用施策や、建築協定、緑地協定などの活用により、良好な居住環境の形成を図る。

#### **d 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針**

市街化区域内の環境の維持向上や都市の低炭素化を促進するため、都市公園などの整備・充実を図り都市緑化を推進する。

また、松川・富岩運河周辺地域、内川周辺地域などにおいては、優れた水辺空間を活かした魅力あるまちづくりを推進する。山町筋や金屋町、旧北陸道の沿道など歴史的なまち並みが残る地域においては、その保存や景観の維持・保全に努める。

このほか、優れた都市景観を有する地区などについては、建築協定や景観づくり住民協定、地域の特性に応じた景観形成基準の設定などにより、都市景観の維持・保全を図る。

### **④ 市街化調整区域の土地利用の方針**

#### **a 優良な農地との健全な調和に関する方針**

本区域の市街化調整区域の大部分は、良好な水田地帯が広がる本県有数の稲作

地帯であることから、農業生産の場としての優良農地の保全に努める。

また、緑豊かでうるおいある農村景観を持つ集落においては、その環境の保全に努めるとともに、無秩序な市街化を抑制し、都市と農村との調和のとれた田園環境の形成を図る。

#### **b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

呉羽山周辺、二上山周辺及び小矢部川左岸の丘陵部を中心に、地すべり危険箇所や土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所が存在している。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を計画的に進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制に努める。

#### **c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

呉羽山、二上山、雨晴海岸などは、都市環境、自然的環境上特に保護すべき地域として、都市公園、自然公園あるいは風致地区に指定されており、今後とも積極的に保全に努める。

#### **d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針**

新高岡駅周辺や、北陸自動車道及び能越自動車道のインターチェンジ周辺などにおいては、周辺環境との調和に配慮しながら、都市基盤を有効に活用した計画的な土地利用を図り、企業立地を推進する。

また、公共交通沿線において、交通利便性の高い住宅地の整備を図ることが必要な場合は、周辺環境との調和に配慮しながら、鉄道駅周辺における計画的な土地利用を図る。

市街化調整区域における既存集落等において、無秩序な開発の防止や既存集落等の維持活性化を図ることが必要な場合は、地区計画等を活用し、良好な居住環境の形成と計画的な土地利用を図る。

市街化調整区域における幹線道路沿道において、無秩序な開発の防止を図ることが必要な場合は、地区計画等を活用し、良好な沿道環境の形成と計画的な土地利用を図る。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

広域的な交流・連携の促進や、集約型都市構造の実現、中心市街地の活性化、都市の低炭素化等、本区域における課題と目指すべき将来像を踏まえ、まちづくりと連携した総合的な交通施策を展開するものとする。併せて、ゆとり・豊かさ志向の高まりや少子高齢化の進展を踏まえ、高齢者など、人にやさしく、質の高い交通基盤の整備・充実に取り組む。

公共交通は、通勤・通学など住民の日常生活を支え、高齢者などの移動制約者にとっても重要な移動手段である。また、集約型都市構造の実現や、中心市街地の活性化、都市の低炭素化などを推進するためにも、公共交通の維持・活性化が不可欠である。

このような社会的要請も踏まえ、公共交通の維持・活性化、乗継ぎの円滑化、ネットワーク化に努めるとともに、新駅の設置や、人にやさしい公共交通サービスの提供など、利便性の向上と利用促進を図る。

また、モータリゼーションの進展や運転免許保有者数の大幅な増加とともに、自家用自動車が身近な日常の交通手段となり、都市における円滑な交通の確保や道路の利便性の向上が求められている。このため、都市の骨格を形成する放射道路・環状道路や、都市間の連絡を強化する幹線道路、駅・港湾等の交通・物流拠点へのアクセス道路など、道路網の体系的な整備を推進する。

富山駅周辺については、南北一体となったまちづくりを推進するため、鉄道の高架化とともに交通結節機能の整備・充実を図る。高岡駅周辺及び新高岡駅周辺については、飛越能の玄関口にふさわしい都市拠点を目指し、交通結節機能の整備・充実を図る。

更に、北陸新幹線や高規格幹線道路、地域高規格道路など、広域交通網の整備・充実と有効活用、交通需要マネジメント施策も取り入れた総合的な渋滞対策の推進、利便性の高い安全で快適な道路網の形成を促進する。

#### ② 主要な施設の配置の方針

高規格幹線道路である北陸自動車道及び能越自動車道並びに地域高規格道路である富山高山連絡道路、富山高岡連絡道路、富山外郭環状道路及び高岡環状道路を都市圏の広域的な交通ネットワークを支える道路として位置づけ、整備推進を図るとともに、追加インターチェンジとして北陸自動車道の高岡砺波スマートインターチェンジの整備に取り組むなど、利便性の向上に努める。

都市の拠点となる駅、インターチェンジ、空港、港湾などへのアクセス道路や、拠点相互を連絡する道路網の体系的な整備を推進するとともに、都市の骨格を形成する放射道路・環状道路の整備、更には鉄道と道路の立体交差化を進めるなど、円滑な交通の確保に努める。

また、北陸新幹線の開業を見据え、富山駅、高岡駅、新高岡駅などにおいては、鉄道の高架化や駅や駅前広場の整備など、交通結節点の整備・充実を図る。

鉄道、路面電車、バスなどの公共交通機関については、交通結節点の整備・充実や、公共交通のネットワーク化の推進、新駅の設置などにより、より一層の利便性向上を図るとともに、公共交通と自家用自動車の適切な機能分担が図られた都市交通体系の実現を目指す。

更に、市街地における歩行者空間や自転車走行空間の整備、歩道段差の解消などユニバーサルデザインの推進、路面電車やコミュニティバスの運行改善や利便性の向上などにより、高齢社会にふさわしい人にやさしい交通体系の構築を図る。

### ③ 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。

種別	名称
道路	3・1・446 高岡環状南線
	3・2・203 富山駅神通線
	3・3・102 富山高岡8号バイパス線
	3・3・108 新湊漁港中曽根線
	3・3・115 駅前線（駅前広場を含む）
	3・3・201 県庁線（駅前広場）
	3・3・207 堀川線
	3・3・208 五艘大泉線
	3・3・209 牛島蜷川線
	3・3・210 富山駅西線
	3・3・262 富山駅南北線
	3・3・270 下赤江新庄線
	3・3・401 高岡伏木線
	3・3・403 高岡駅佐加野線（駅前広場を含む）
	3・3・404 四屋野村線
	3・3・405 立野四屋線
	3・3・406 下関京田二塚線
	3・4・103 東老田高岡線
	3・4・119 中新湊姫野線
	3・4・120 七美太閤山線
3・4・122 北島牧野作道線	
3・4・212 綾田北代線	
3・4・213 東岩瀬線	

	3・4・215	草島東線
	3・4・217	下新西町上赤江線
	3・4・218	双代線
	3・4・222	寺町線
	3・4・234	富山南線
	3・4・254	経堂中間島線
	3・4・257	西荒屋黒崎線
	3・4・260	牛島城川原線
	3・4・268	町村線
	3・4・271	不二越町秋吉線
	3・4・272	秋吉中央線
	3・4・407	能町庄川線
	3・4・409	中川和田線
	3・4・413	下伏間江福田線
	3・4・418	木津佐野線
	3・4・444	中保東西線
	3・4・449	新駅北通り線（駅前広場を含む）
	3・4・450	新駅南通り線（駅前広場を含む）
	3・4・451	下黒田線
	3・5・106	金屋線
	3・5・113	二口北野線
	3・5・225	富山駅北線（駅前広場）
	3・5・229	呉羽町袋線
	3・5・232	大泉線
	3・5・239	経堂線
	3・5・275	秋吉二号線
	3・5・423	羽広内免線
	3・6・242	大正町池田町線
	7・5・268	富山駅横断東線
	8・5・404	高岡駅南北自由連絡通路
	8・6・207	富山駅北口東線
	8・7・405	高岡駅北口歩行者専用道
	8・7・406	高岡駅北口地下歩道中央線
	8・7・407	高岡駅北口地下歩道東線
	10・7・201	富山ライトレール線
	10・7・202	大学前安野屋線
都市高速鉄道	1	西日本旅客鉄道北陸線
	2	西日本旅客鉄道高山線

	3 富山地方鉄道本線
通路	201 富山駅南北自由通路線 202 富山駅東西自由通路1号線 203 富山駅東西自由通路2号線 401 高岡駅北口地下連絡通路
交通広場	401 高岡駅交通広場

## 2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### ① 基本方針

#### a 下水道

快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。

汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。

雨水については、円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。

#### b 河川

浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。

### ② 主要な施設の配置の方針

#### a 下水道

汚水については、市街地の整備が概成しているため、市街地周辺の整備を主体に進め、その進捗に応じて処理施設の増設を図る。また、老朽化により処理機能が低下している施設については設備の更新等を図る。

市街地の浸水対策については、富山市の総曲輪地区、高岡市の石瀬地区、射水市の海老江地区などの雨水幹線等の整備により、円滑な雨水の排除を図り、都市型水害の防止に努める。

#### b 河川

各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川等においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。

### ③ 主要な施設の整備目標

優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。

種 別	名 称
流域下水道	神通川左岸流域下水道
	小矢部川流域下水道
公共下水道	富山公共下水道
	高岡公共下水道
	射水公共下水道

### 2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。



### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地開発事業については、民間活力の導入に努めるとともに、地区計画、建築協定など各種の規制、誘導手法を組み合わせることにより、魅力ある市街地の形成を図る。

中心市街地では、市街地再開発事業などにより、居住、商業、業務、公共施設などを整備し、賑わい・交流・生活の機能が一体となったまちづくりを推進する。

富山駅周辺や新高岡駅周辺地区では、土地区画整理事業などの実施を通じ、駅前広場などの整備による交通結節点としての機能向上や、情報発信・交流拠点の充実を図ることにより、都市全体の活力向上を目指す。

その他の市街地においては、防災性を確保するための都市基盤整備など、密集市街地の改善を進め、郊外においては、田園地帯にふさわしい緑豊かなゆとりある居住環境の形成を図る。

#### ② 市街地整備の目標

優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する市街地開発事業は次のとおりである。

市名	地区名	事業
富山	西町南	市街地再開発事業
	総曲輪西	//
	桜町一丁目4番	//
	総曲輪三丁目	//
	中央通りD北街区	//
	山室第2	土地区画整理事業
	富山駅周辺地区	//
	富山空港北	//
高岡	戸出中之宮	土地区画整理事業
	木津	//
	新駅周辺	//
射水	放生津町	土地区画整理事業
	赤田	//

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

本区域は、富山湾に面し、常願寺川や神通川、庄川、小矢部川などの大河川、呉羽山や二上山などの丘陵地帯を有し、山、川、海の良い自然環境に恵まれた区域である。また、県民公園太閤山ランドや富山県富岩運河環水公園などの公園・緑地が配置されている。今後も、自然環境の保全や都市緑化の推進に努め、緑豊かなうまいちづくりを推進するとともに、都市の低炭素化の促進に努める。

雨晴、浜黒崎の白砂青松など富山湾に面した海岸は海辺環境軸と位置づけ、その整備と保全に努める。また、侵食対策事業等により良好な海岸環境を保全し、海洋型レクリエーションの場として整備促進を図る。呉羽山、二上山など豊富な自然を有している丘陵地は山辺環境軸と位置づけ、その里山の保全に努める。野鳥や小動物の生息環境となっている常願寺川、神通川、庄川、小矢部川、井田川など豊かな自然に恵まれた河川区域は川辺環境軸と位置づけ、その環境保全に努める。

また、自然的な環境を積極的に推進すべき地域においては、生物多様性の確保に資する良好な自然環境基盤の整備を推進する。

富山市の富山県富岩運河環水公園、松川、いたち川、射水市の内川、下条川などの市街地内の水辺空間の活用を図り、都市における新たなうまいちの場の創出に努める。

富山城址公園、高岡古城公園、瑞龍寺、勝興寺の風致地区や屋敷林など、既成市街地における歴史や文化に彩られた緑地等の保全に努める。

スポーツレクリエーションの場として親しまれている緑豊かな県民公園太閤山ランドや富山県総合運動公園などの活用を努める。

更に、ゆとりとうまいちのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。

##### ② 主要な緑地の配置の方針

###### a 環境保全システムの配置の方針

本区域において美しい景観をなしている呉羽山、二上山などは、自然度の高い緑地であり、積極的に保全を図る。地域を地形的に大きく区分する神通川、庄川、小矢部川の河川区域は、都市の中心部を縦断しており、水と緑のネットワークを構成する骨格として、環境保全に努める。歴史文化的景観を構成する富山城址公園や高岡古城公園などは、積極的に整備・保全を図る。

###### b レクリエーションシステムの配置の方針

多様化するレクリエーション需要に対応するため、適切な機能分担とネットワーク化に留意し、公園・緑地などを配置する。

日常生活に密着した身近な公園である街区公園や近隣公園を計画的に配置する。

休日などに広域的な圏域からの利用が見込まれる公園・緑地としては、県民公園太閤山ランドや富山県富岩運河環水公園、高岡おとぎの森公園、海王丸パークが整備されており、今後も一層利用が促進されるよう、施設の充実を図る。

特にスポーツレクリエーション施設については、高岡西部総合公園の整備を推進するとともに、富山県総合運動公園、富山県五福公園、富山県岩瀬スポーツ公園、県民公園新港の森、歌の森運動公園などの施設の充実を図り、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを推進する。

また、それぞれの施設を有機的に結ぶ緑道や自転車道など、レクリエーションルートの整備を図る。

### c 防災システムの配置の方針

公園・緑地などは、地震や火災などの災害時における避難地や避難路、延焼防止のための緩衝帯として防災上重要な役割を担うことから、適切に配置し、災害に強いまちづくりを推進する。

### d 景観構成システムの配置の方針

魅力ある美しい都市景観づくりを進めるため、呉羽山、二上山などの丘陵緑地の保全を図る。

都市計画道路等の幹線道路において、街路樹を中心とした道路緑化を促進するとともに、公共施設や公共用地などの緑化に努め、花と緑があふれる地域づくりを推進する。

富岩運河、松川、いたち川、内川、富山城址公園、高岡古城公園、八丁道などは、歴史や文化を活かしながら、景観に配慮した整備・保全を図る。

一般国道8号や都市計画道路綾田北代線、都市計画道路高岡駅佐加野線などの整備において、電線類の地中化を積極的に進め、都市景観の向上を図る。

また、地域の景観に調和した建築物や屋外広告物等の誘導を図り、美しいまちづくりを推進する。

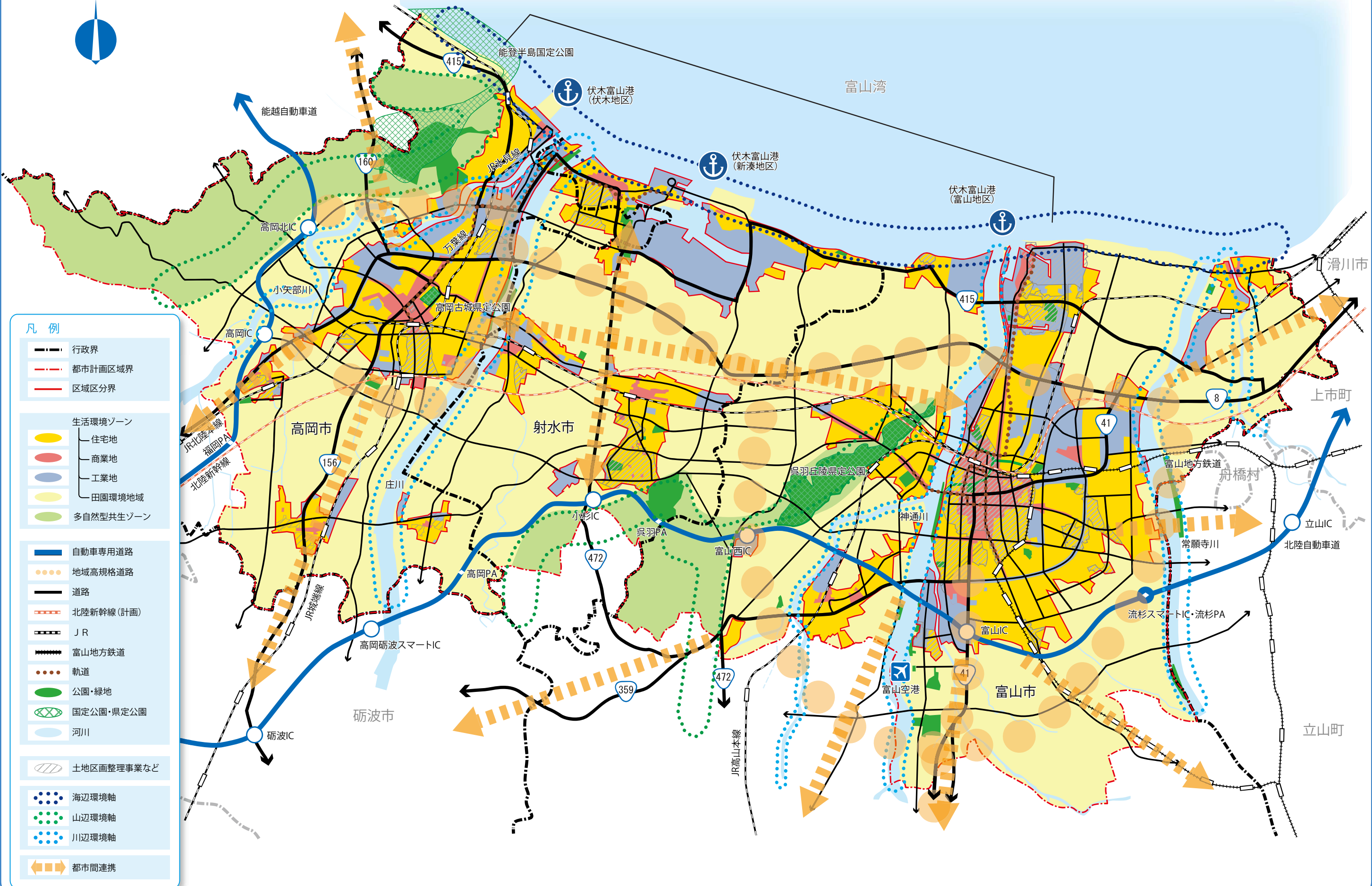
## ③ 主要な緑地の確保目標

優先的におおむね10年以内に整備することを予定する主要な公園等は次のとおりである。

種 別	名 称
総合公園	1 城址公園
	44 城山公園
	5・4・404 高岡西部総合公園
	5・5・203 稲荷公園
	5・6・205 呉羽山公園

地区公園	69 山室二区公園 4・4・206 水橋西公園
------	----------------------------

富山高岡広域都市計画  
整備、開発及び保全の方針 概要図



- 凡例**
- 行政界
  - 都市計画区域界
  - 区域区分界
- 生活環境ゾーン**
- 住宅地
  - 商業地
  - 工業地
  - 田園環境地域
  - 多自然型共生ゾーン
- 道路**
- 自動車専用道路
  - 地域高規格道路
  - 道路
  - 北陸新幹線(計画)
  - JR
  - 富山地方鉄道
  - 軌道
  - 公園・緑地
  - 国定公園・県定公園
  - 河川
- その他**
- 土地区画整理事業など
  - 海辺環境軸
  - 山辺環境軸
  - 川辺環境軸
  - 都市間連携